

## あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る 施術所の広告について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る施術所の広告に関しては、法律により広告できる事項が次のとおり定められています。

### <あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律>

第7条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第1条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項※

2 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※ 厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚生省告示第69号）

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼（はり）
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

◎なお、法律の規定に違反した場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第13条の8第1号により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

看板やチラシをはじめとして、法律に基づいた適正な広告を行ってください。

### <広告できない事項（例）>

- 「肩腰膝の痛み」
- 「自己負担料金〇〇円」「無料体験会実施中」
- 「エステ」「ダイエット」「骨盤矯正」
- 「酸素カプセル完備」「ウォーターベッド治療」